

保健連絡協議会だより

# ジェネリック医薬品のお話

武雄杵島地区薬剤師会 松岡義和

## ジェネリック医薬品って？

「後発医薬品」と聞いてピンとなくとも「ジェネリック医薬品」という言葉は、皆さん耳にしたことはありますよね。国は医療費削減の一環として、今年4月から後発医薬品の普及に今まで以上に取り組んでいます。それと同時に、後発医薬品メーカーもテレビCMなどで認知度をアップに努め始めています。（黒柳徹子さんが、ジェネリック！と宣伝してますよね。）今後ますます医療現場に普及し、患者さんが服用する機会が増えるであろうジェネリック医薬品とはどのような薬なんでしょうか？

製薬メーカーは巨額の研究費を投じて医薬品を開発しますが、これは「先発医薬品」と呼ばれます。先発品は開発して20年前後は知的財産権として特許で保護され、開発医薬品メーカーだけがこれを製造できます。このため先発品は薬価が高く設定されるのです。それに対して、こ

の特許が切れた後に他メーカーが製造したのが後発の「ジェネリック医薬品」です。ジェネリックの言葉の意味は、ブランドに囚われないとか一般的なという意味です。これらは巨額な新薬開発費用がかかっているため、先発品に比べると2〜6割安く価格をつけることができます。その結果「代替可能なジェネリック医薬品に変更すれば、年間約1兆円の薬剤費が削減できる」と医薬品工業協議会は試算を出すほどです。すなわち、ジェネリック医薬品の普及が医療費の軽減につながりますので、国はこれをまさに積極的に押し進めているわけですね。

## ジェネリック医薬品に追い風

さて厚生労働省が後発品を普及させるために、今年の4月からといった方法の一つに処方箋様式の変更があります。「先発品を後発品に変更したらだめですよ」という処方箋のみ印鑑を押す様式に変更したので、すなわち処方箋の所定位置に医師の

印鑑が押されていない場合、薬局で患者さんが希望すれば先発品から後発品に変えることができるというわけですね。ただし、印鑑が押されていない処方箋だからといって全部が後発品に変更できるというわけではなく、前述したように特許が切れていない薬や適応症がない薬は変更できません。また薬局にすべての後発品を備蓄するのも実際不可能ですので、患者さんが希望してもすぐには揃えることができない場合もあります。逆にお医者さんが後発品に変更しない方が良いと判断されるケースもあり、その場合は変更不可の欄に印鑑が押されます。また印鑑が押されていても、すでに後発品が記入されている処方箋もあります。

## どのくらい安くなるの？

さて現行の薬価制度では、後発品の新発売時の価格は先発品の70%に設定されます。ですが後発品に変更したからといって一部負担金が70%になるかというところという訳ではありません。確かに薬代は70%になります。患者さんが窓口でお支払される金額には基本料、調剤料なども含まれていますので、薬代が減った分だけ支払額が減るといった訳ではありません。また投与日数や薬の値段によっても安くなる度合いは様々で

す。薬効成分が同じで値段が安い、といいことずくめの後発品ですが、問題もあります。それは、現場への供給が先発メーカーに比べてまだ安定していない、また一部の薬ですが溶出、溶解性など品質確保にまだ信頼が得られていない、などです。しかしこれらは使用が普及すれば徐々に解決していく問題と思われれます。

## 育薬と共存

どの疾患の医薬品を優先的に開発すべきかは国によって異なります。患者数が少なく市場としてはもうけが少ない場合でも治療薬を開発しなければいけない時、自国に先発品メーカーのインフラがなければ困ります。

今後、国はこれらのバランスを取りながら医療環境の舵取りをしていかねばなりません。先発品とジェネリック医薬品がうまく共存できれば、薬剤費の削減と同時に自国に必要な新薬の開発も継続できるとおもいます。今後ジェネリック医薬品の使用頻度はますます増加していくことは確実ですが、うまくこの制度を利用していききたいものです。

